

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東部ネットワーク株式会社		コード	9036
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	第113回定時株主総会において、社外役員の再任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	坪井 孝文	社外取締役	○													○	有
2	田村 伸子	社外取締役	○													○	有
3	岩渕 恵理	社外取締役	○													○	有
4	大塚 聡	社外取締役	○													○	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		坪井孝文氏は、金融機関等における長年の経験及び見識を有し、監査等委員として企業経営の健全性を確保するため十分な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分に確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
2		田村伸子氏は、弁護士の資格を有し、民事法学を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を活かした助言及び提言を期待するとともに、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分に確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
3		岩渕恵理氏は、弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しており、その知見を活かした助言及び提言を期待するとともに、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただけると判断し、取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分に確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
4		大塚聡氏は、金融機関の営業部門並びに事業会社の経営を通じ豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分に確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。